

日インドネシア経済連携協定にかかる通関トラブルについて

平成27年10月2日
日本商工会議所国際部

最近、日インドネシア経済連携協定を利用する際に、特定原産地証明書（以下、「CO」）とインボイスの品名記載が完全に一致していないことを理由に、インドネシア税関において特惠待遇が認められない事例が複数発生しています。

日本政府はすでに、インドネシア政府に対して、日インドネシア経済連携協定に基づき、CO及びインボイスの品名は、製品の同一性を判断できる程度に一致していれば良いと主張しており、引き続き、インドネシアにおける運用の改善を求めていく予定ですが、直ちに解決が望める状況ではないとのことです。

つきましては、同協定を利用する企業の皆様におかれては、当面のトラブル回避の方策として、インボイス上の品名記載（型番、サイズなどを含む）とCOの品名記載を完全一致させることが望ましい、との事務連絡が経済産業省からありましたので、ご留意いただければ幸いです。

なお、上記事態が改善された場合には、改めてご報告いたします。

以 上